

Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年6月16日～9月17日）

月 日	発表内容	頁
全般		
8月31日	公正取引委員会の令和4年度概算要求について	21
9月10日	令和2年度公正取引委員会年次報告について	22
独占禁止法		
6月16日	株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について	23
6月25日	令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について	24
7月1日	セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジー・インクの統合に関する審査結果について	25
7月7日	令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について	26
9月2日	アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について	27
独占禁止法・下請法		
9月8日	最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン	28
下請法		
6月23日	株式会社ティーガイアに対する勧告について	29
6月25日	令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について	30
6月30日	東京吉岡株式会社に対する勧告について	31

消費税転嫁対策特別措置法		
6月25日	令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について	32
景品表示法		
6月17日	株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について	33
6月25日	令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等	34
6月25日	Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	35
8月31日	タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	36
その他		
6月25日	「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について	37
7月21日	第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	38
8月6日	インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について	39
8月31日	公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について	40

公正取引委員会の令和4年度概算要求について

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、デジタル庁が一括して要求する情報システム予算を含む総額114億20百万円(対前年度比42百万円減)を要求することとしました。

このうち、厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用のための経費として5億76百万円、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化のための経費として3億65百万円等を要求することとしました。

また、唱導機能の強化など競争環境の整備のための経費として3億31百万円を要求することとしました。

このほか、これらの取組に係る所要の体制整備のための機構・定員要求をすることとしました。

<予算(重点施策別)>

(単位:百万円)

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 概算要求額(B)		対前年度 増△減額 (B-A)
			デジタル庁 一括計上分を除く	
1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	420	576	375	155
2. 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化	251	365	354	114
3. 競争環境の整備	173	331	331	158
4. 競争政策の運営基盤の強化	237	433	115	196
5. その他	10,380	9,715	9,708	△665
合 計	11,462	11,420	10,883	△42

注:計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は必ずしも一致しない。

<機構・定員>

- 機構:官房総務課企画官(経済分析担当)の新設
経済取引局調整課企画官の新設
- 定員:増員34名

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→8月→(令和3年8月31日)公正取引委員会の令和4年度概算要求について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831yosanyoukyuu.html>) を御覧ください。

令和2年度公正取引委員会年次報告について

公正取引委員会は、独占禁止法第44条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、独占禁止法等の所管法令の施行の状況を報告しているところ、令和2年度公正取引委員会年次報告書を国会に提出しました。その要旨は以下のとおりです。

1 独占禁止法制等の動き

- (1) 独占禁止法改正法の施行に伴う関係政令等の整備
- (2) 押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正

2 厳正・的確な法運用

- (1) 独占禁止法違反行為の積極的排除
- (2) 公正な取引慣行の推進
- (3) 企業結合審査の充実

3 競争環境の整備

- (1) デジタル市場競争会議
 - (2) デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）
 - (3) デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」
 - (4) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査
 - (5) 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正
 - (6) スタートアップの取引慣行に関する実態調査
 - (7) 「スタートアップとの事業連携に関する指針」の策定
 - (8) 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定等
 - (9) 「適正なガス取引についての指針」の改定
 - (10) 共通ポイントサービスに関する取引実態調査
 - (11) 携帯電話市場における競争政策上の課題について
 - (12) 競争評価に関する取組
 - (13) 入札談合の防止への取組
 - (14) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組
- ## 4 競争政策の運営基盤の強化
- (1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備
 - (2) 経済のグローバル化への対応
 - (3) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動
- ## 5 その他の業務（新型コロナウイルス感染症に係る対応）
- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ&Aの公表等
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&Aの公表等
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応についての公表

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月10日）令和2年度公正取引委員会年次報告について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210910.html>)をご覧ください。

株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行 の株式取得に関する審査結果について

公正取引委員会は、株式会社福井銀行（法人番号 9210001003641）（以下「福井銀行」といいます。）による株式会社福邦銀行（法人番号 8210001003262）（以下「福邦銀行」といいます。）の株式取得について、福井銀行から独占禁止法の規定に基づく株式取得に係る計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、福井銀行に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月16日） 株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得に関する審査結果について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210616f.html>）を御覧ください。

令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について

公正取引委員会は、6月25日、「令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について」を公表しました。以下の内容について、令和2年度の実績等を掲載しています。

●独占禁止法違反事件等の処理状況

- ・最近の独占禁止法違反事件等の処理状況(不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。)
- ・独占禁止法違反事件等の概要

●企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

- ・企業結合関係届出
- ・協同組合届出

●広報・広聴活動

- ・独占禁止政策協力委員制度
- ・有識者との懇談会
- ・独占禁止法説明会等
- ・独占禁止法教室(出前授業)
- ・消費者セミナー、消費生活講座等
- ・相談業務

上記運用状況の詳細については、下記のURLからご覧いただけます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月25日) 令和2年度における中部地区の独占禁止法の運用状況等について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubudokkin.html>) を御覧ください。

セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について

公正取引委員会は、セールスフォース・ドットコム・インク（以下「セールスフォース社」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「セールスフォースグループ」といいます。）及びスラック・テクノロジーズ・インク（以下「スラック社」といい、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「スラックグループ」といいます。また、セールスフォースグループ及びスラックグループを併せて「当事会社グループ」といいます。）の統合について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと認められたので、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了しました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→7月→（令和3年7月1日） セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210701s.html>）を御覧ください。

令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転又は事業譲受け等（以下「企業結合」といいます。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、その企業結合は、独占禁止法に基づいて禁止されます。一定の要件を満たす企業結合計画については、それを実行する前に公正取引委員会に届け出なければなりません（事前届出の義務）。公正取引委員会は、届出のあった企業結合計画等について、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成16年5月31日公正取引委員会）に示された考え方に基づき、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうか、つまり、競争が実質的に制限されることとなるかどうかという観点から審査（企業結合審査）を行っています。仮に当初の企業結合計画では競争を実質的に制限することとなると判断される場合であっても、当事会社が一定の適切な措置を採ることを公正取引委員会に申し出、当事会社が当該措置を講ずることにより、その問題を解消することができる場合があります。

令和2年度における企業結合関係届出の状況と主要な企業結合事例の概要は、以下のとおりです（詳細は、別添1及び別添2を参照。）。(注)

第1 令和2年度における企業結合関係届出の状況（別添1）

令和2年度において、企業結合計画の届出を受理した案件は266件（対前年度比14.2%減）であり、このうち、「第1次審査の結果、独占禁止法上問題ないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件」は258件、「より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行した案件」は1件、「第1次審査中に取下げがあった案件」は7件でした。

また、令和2年度において、届出を要しない企業結合計画（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの）に関して審査を終了した案件は、9件でした。

以上の令和2年度において審査が行われた案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題がないと判断したものは6件でした。

第2 令和2年度における主要な企業結合事例（別添2）

令和2年度に公正取引委員会が審査を終了した事例のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる9事例、及び令和2年度に公正取引委員会が審査を行い令和3年度に審査を終了したものである1事例について、その審査内容を別添2のとおり、公表することとしました。

(注) 別添1及び別添2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→7月→（令和3年7月7日） 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210707j.html>）を御覧ください。

独占禁止法（私的独占又は拘束条件付取引）

令和3年9月2日公表

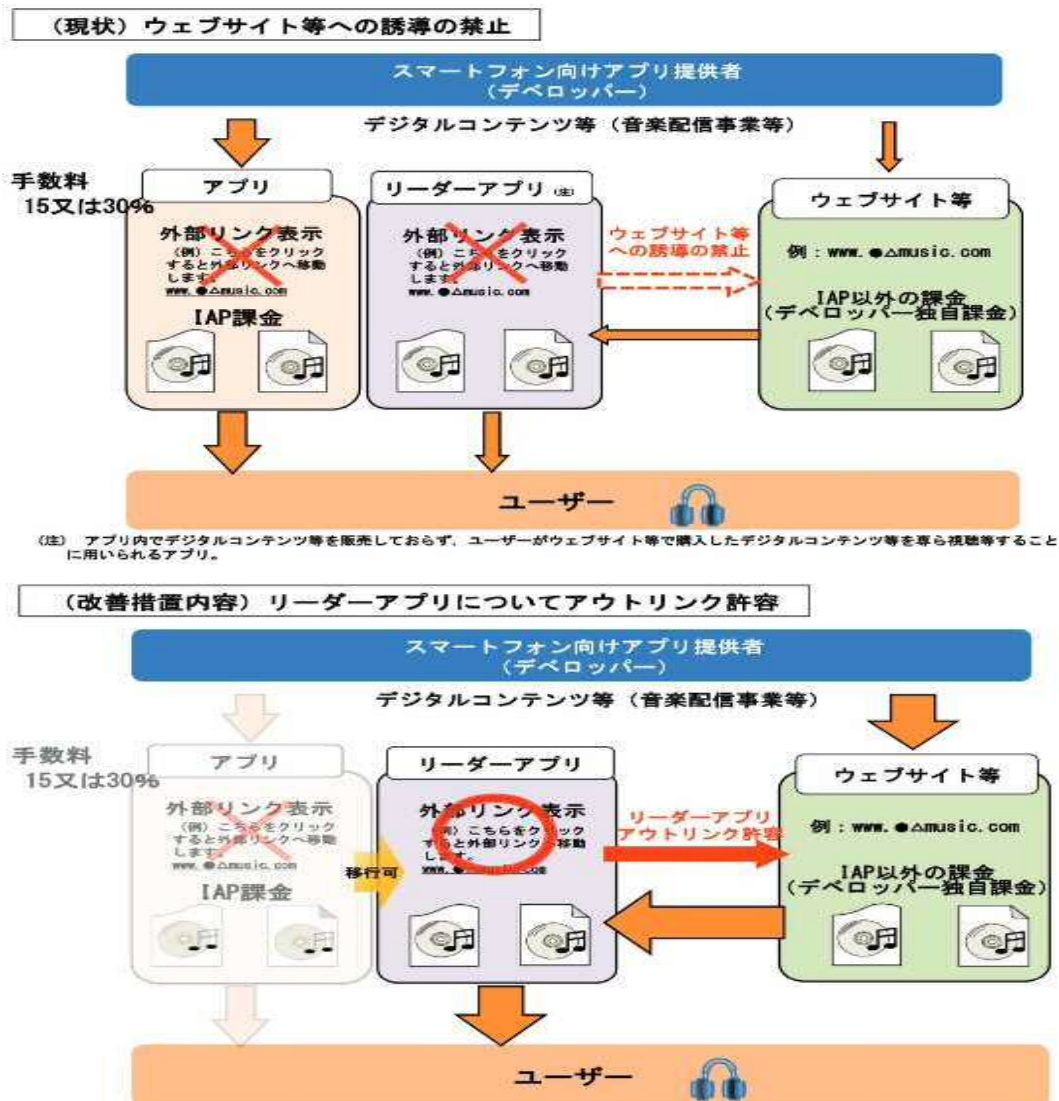
アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

公正取引委員会は、アップル・インク（以下「アップル」といいます。）が、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、デジタルコンテンツの販売等（注）について、アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を提供する事業者（以下「デベロッパー」といいます。）の事業活動を制限している疑い等があったことから、アップルに対し、平成28年10月以降、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきました。

今般、アップルから関連するガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、アップルが改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとしました。

アップルによる違反の疑いがあった行為及び改善措置の概要は、下図のとおりです。

（注）音楽、電子書籍、動画等のデジタルコンテンツ及びアプリの有料の追加機能の販売並びに定期購入契約（サブスクリプション）による音楽の聴き放題等のサービスの提供等をいいます。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月2日）アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html>）を御覧ください。

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組みます。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していきます。

1 下請法等の執行強化

- ・下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化（定期書面調査の拡大・質問の追加等）
- ・最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

2 相談対応の強化

- ・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置（本相談窓口については、速やかにフリーダイヤル化を行う予定）
- ・中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

3 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

- ・「買いたたき」に関する下請法上の考え方の明示及び周知徹底（公正取引委員会ウェブサイトへのQ&Aの掲載）
- ・11月の「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化（下請法に関する新しい動画の作成・公開）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→9月→（令和3年9月8日）最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html>）を御覧ください。

株式会社ティーガイアに対する勧告について

公正取引委員会は、株式会社ティーガイア（以下「ティーガイア」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

(1) ティーガイアは、資本金の額が5000万円以下の法人たる事業者に対し、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等（以下「本件業務」といいます。）を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。

(2) ティーガイアは、平成30年3月から平成31年4月までの間、「戻入金」
(注)を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額5660万9388円である（下請事業者8名）。

(注) 下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、ティーガイアが、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの。

(3) ティーガイアは、平成30年9月から令和3年3月までの間、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→下請法（違反事件関係）→令和3年→（令和3年6月23日）株式会社ティーガイアに対する勧告について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/20210623_T-GAIA.html）を御覧ください。

令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について

中部事務所は、6月25日、「令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

●下請法違反被疑事件の処理状況

措置件数803件（前年度比0.9%増）

●違反行為の類型別件数（注）

- ・ 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）
828件
- ・ 実体規定違反（減額、支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）
875件

＜主な違反行為類型＞

- ①下請代金の支払遅延（362件）
- ②下請代金の減額（231件）
- ③買いたたき（144件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

●下請法等に係る相談対応

1,147件（前年度比17.2%増）

●専門家との連携

中小企業が抱える取引上の問題の解決等に資するため、中部事務所の管轄区域内に所在する弁護士会、日本公認会計士協会(東海会・北陸会)、税理士会に対し協力関係の構築を呼びかけ、一部の団体に対して、下請法の説明会を5回実施した（うち4回はオンライン）。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubushitauke.html>）を御覧ください。

東京吉岡株式会社に対する件について

公正取引委員会は、東京吉岡株式会社（以下「東京吉岡」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

(1) 東京吉岡は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。

(2) 東京吉岡は、令和元年11月から令和2年10月までの間、「歩引」(注)を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2015万166円である（下請事業者24名）。

(注) 下請代金を手形ではなく現金で支払っていることなどを理由に、請求書の金額に一定率を乗じて得た額等を徴収したもの。

(3) 東京吉岡は、令和2年12月30日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→(令和3年6月30日) 東京吉岡株式会社に対する勧告について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210630_Tokyo-Yoshiaoka.html)を御覧ください。

令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について

中部事務所は、6月25日、「令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

●違反被疑事件の処理状況：指導 20件

●指導件数の行為類型別内訳

令和2年度の指導件数について行為類型別で分類すると、管内においては、指導件数の全てが買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）となっている。主な指導事例は以下のとおり。

- (1) 自動車部品等の製造業を営むA社は、部品加工業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。
- (2) 旅客自動車運送業を営むB社は、駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、令和元年10月分以後の消費税込みの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。
- (3) 不動産賃貸業を営むC社は、マンションの管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、入居者から受け取る家賃（非課税）に一定率を乗じた額を消費税込みの委託代金として支払っているところ、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。

●相談への対応状況：44件

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutenka.html>）を御覧ください。

株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社アップドラフトに対し、同社が供給する「^{たき}滝風たきイオンメディック」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

**無垢の空気 溶け込む“やすらぎ”
優しい力で大きな働き**

これがマイナスイオンの力

自然の中、土に接する空気はマイナスイオンが豊富に含まれており、その力は、呼吸中のマイナスイオンが血液に溶け込み、マイナスイオンが、血液の循環を促進し、体の隅々まで酸素と栄養を届ける。同時に、マイナスイオンが、体の隅々まで酸素と栄養を届ける。同時に、マイナスイオンが、体の隅々まで酸素と栄養を届ける。

**インフルエンザウィルスの生存率を
下げる事が実証されました。**

浮遊インフルエンザウィルス除去試験

付着インフルエンザウィルス不活化試験

感染細胞によるウィルス増殖試験

自然の滝の近くにいるような心地よさを体感してください。

脱臭・除菌・健康・環境エコロジー対策として

たった2時間で除菌!

「滝風イオンメディック」は
除菌・浄化力が強力です!!

高濃度のイオン発生量
イオンターボ
チャージャー方式を採用

アレル物質・ウイルス分解・除去

静電気(帯電)防止・除去対策に

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月17日） 株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210617keihyoutouhokutorihi.html>）を御覧ください。

令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めています。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

令和2年度における中部地区（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の6県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりです。

●景品表示法違反事件の処理状況

措置命令が1件、指導が6件の計7件でした。全て表示事件であり、その内訳は、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が6件、有利誤認（景品表示法第5条第2号）が1件でした。

●景品表示法に関する相談

受け付けた相談件数は418件でした。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の効果・性能の表示に関する相談、③商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、④消費税の表示に関する相談、⑤食品の表示に関する相談等が挙げられます。

●景品表示法に関する講師派遣等

消費者団体等が開催する講習会や大学の授業に、計11回講師を派遣しました。また、名古屋市において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講師派遣の実施にも取り組んでいます。

（セミナーの様子）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日） 令和2年度における中部地区の景品表示法の運用状況等

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutorihiki.html>）を御覧ください。

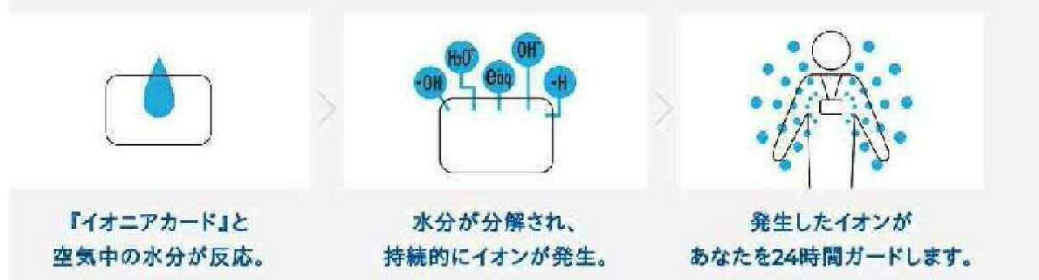
Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、^{サ ル - テ . ラ ボ}Salute. Lab株式会社に対し、同社が供給する「イオニアカードPLUS」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

実際の表示（一部）



イオンであなたを守るしくみ



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625.html>）を御覧ください。

タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-AO80」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月31日）タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831_honbun.html）を御覧ください。

「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について

近年、データは、デジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつあり、変化の激しいデジタル時代の競争の場は、いわゆるオンライン・プラットフォーム型の事業者が検索や SNS 等のサービスを提供する「サイバー空間」から、サイバー空間で解析したデータを活用して、自動運転、医療・介護、農業等、フィジカル（現実）空間のビジネスの高度化を図る、「サイバーとフィジカルの融合」を競う場に移行するとの見方がなされています。

世界においては、急速に変化するデジタル時代における競争を念頭に置いて、安全かつ高品質・大量のデータに容易にアクセスできるような場（データスペース）を創出するための取組が進められており、我が国政府においても、データ活用基盤の構築に向け、令和3年6月に包括的データ戦略を策定しました。

こうした状況を踏まえ、競争政策の観点からも、データを活用した事業における競争をより活発にし、イノベーションを推進する方策の検討を進めていくことは、デジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義を有するものと考えられます。

公正取引委員会は、このような認識の下、データ市場に関する競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、競争政策研究センター（Competition Policy Research Center〔CPRC〕）において「データ市場に係る競争政策に関する検討会」（座長：松島法明 大阪大学社会経済研究所教授／競争政策研究センター所長）を開催し、令和2年11月から8回にわたって検討を行ってきました。

このたび、同検討会における議論を経て、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書が取りまとめられましたので、公表しました（注）。

（注）報告書については公取委 HP を御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月25日）「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書について
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_data.html)を御覧ください。

第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第218回独占禁止懇話会を開催しました。

1 日時

令和3年6月24日(木曜)10時00分～12時00分

2 場所

オンライン方式による開催

3 議題

- デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について
- デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について
- 携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）
- 公正取引委員会における経済分析の活用について

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から意見・質問が出された。

（注）

（注）会員から示された主な意見・質問の概要は公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→7月→（令和3年7月21日）第218回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jul/210721_kyokusou.html) を御覧ください。

インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について

公正取引委員会は、インド共和国（以下「インド」といいます。）の競争当局であるインド競争委員会との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結しました（オンライン方式による開催）。覚書の署名者及び概要は、次のとおりです。

1 署名者

日本側：公正取引委員会 古谷一之委員長
インド側：インド競争委員会 アショク・クマール・グプタ委員長

2 概要

(1) 協力の目的と原則

効率的な市場の運営のための及び各国の国民の経済的厚生のための協力関係の進展を通じた、それぞれの国の競争法令の効果的な執行の分野における協力及び連絡の利益を認識する。

(2) 通報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、当該他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の執行活動について通報する。

(3) 情報交換

両競争当局は、それぞれの国の法令及びそれぞれの重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、情報を交換する。

(4) 技術協力

両競争当局は、技術協力活動の分野において協力することができる。

(5) 執行活動の調整

両競争当局は、相互に関連する競争に関する事案を審査している場合には、それぞれの執行活動の調整を検討する。

(6) 連絡

この協力に関する覚書に基づき、定期的な会合を開催することができる。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月6日）インド競争委員会との間の協力に関する覚書の締結について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210806.html>) を御覧ください。

公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について

公正取引委員会は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、今般、令和3年度の政策評価対象施策について、評価書を取りまとめました。

取りまとめに当たっては、公正取引委員会政策評価委員から意見を聴取し、当該意見を政策評価書に反映させています。

なお、公正取引委員会が実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものについて、令和2年度の実績の測定（モニタリング）を行い、その結果を「令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」（令和3年3月31日公表）に記入しました。

1 令和3年度の政策評価対象施策

○独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

○取引慣行等の実態把握・改善のための提言

○海外の競争当局等との連携の推進

2 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は、前記1の政策評価対象施策に係る評価結果について、令和3年9月30日（木曜）を意見提出期限として、各方面から広く意見を求めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→8月→（令和3年8月31日）公正取引委員会における令和3年度の政策評価結果について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/aug/210831.html>)を御覧ください。